

# 令和3年度 整備事業者募集説明資料

## 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)

令和3年7月26日

久留米市健康福祉部  
介護保険課

# 目 次

1. はじめに	1
2. 募集概要	2
3. 応募手続き	2
4. 選定方法と選定結果の通知・公表	4
5. 補助金について	4
6. 説明会資料の質問について	6
7. 問い合わせ・書類の提出先	6
《 別紙 》	
1 スケジュール	7
2 平成30年度公募の際の応募書類一覧表	8
3 質問票	10
4 整備区分	11

## 1. はじめに

介護保険制度創設以降、高齢化の一層の進展と、高齢化に伴う要介護高齢者や単身高齢者の増加などにより、介護施設サービスの必要性は益々高まるばかりです。

久留米市も、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度を見据え、在宅での生活が困難な方のニーズに対応するため、適切な施設整備を進めることとしています。また、要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域密着型サービスの整備を推進しています。

以上を踏まえ、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下、第8期計画）では、地域の拠点となる、地域密着型特別養護老人ホームを1施設と、認知症高齢者グループホームを1施設整備します。

この資料は、第8期計画における認知症高齢者グループホーム整備事業者公募にあたり、応募手続きなどについてまとめたものです。

応募にあたっては、老人福祉法、介護保険法その他関係法令及び関係通知並びに説明会資料等を十分にご確認、ご理解いただき、近隣住民、関係部署・機関と必要な打ち合わせを行った上で、ご応募ください。

なお、この資料にお示しした公募内容や補助金額などについては、法令改正や市整備計画の採択の状況などにより変更する場合がありますので、ご了承ください。

## 2 募集概要

### (1) 募集対象施設等

施設種別	募集対象とする日常生活圏域	募集予定数
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) (定員 18 人)	市内の全ての日常生活圏域	1 施設

※定員 18 人の本体新設のみ

### (2) 整備期間

令和 3 年度着工、原則として令和 4 年 9 月末までに整備事業を完了 (令和 4 年 10 月までに開設) スケジュールは別紙 1 参照。

### (3) 公募対象者

法人 (法人種別は不問)

## 3 応募手続き

### (1) 事前協議 (応募書類提出前)

まずは、事前協議に関する書類を提出し、介護保険課との事前協議を行う。事前協議完了後に、応募書類の提出となる。

#### ① 事前協議書類の提出期間・提出先

- 期 間：令和 3 年 8 月 2 3 日 (月) ~ 8 月 2 7 日 (金) 午前 9 時 ~ 午後 5 時
  - 提出先：介護保険課 計画・給付チーム (市役所本庁 6 階)
- ※郵送での提出も可

#### ② 必要書類

- 建設予定地に関する確認書 (様式 1)
- 土地明細書 (様式 2)
- 関係部署・機関との協議状況 (様式 3)
- 整備予定地の位置図
  - ・ 正確な住所地が分かり、駅、バス停、病院など近隣状況が分かる縮尺のもの
- 現地写真
  - ・ 整備予定地とその周囲が分かるようなもの (8 枚程度)
  - ・ 写真を撮った方向は、位置図に示しておくこと
- 建物の計画平面図

#### ③ 事前協議の期間

- 期 間：令和 3 年 8 月 3 0 日 (月) ~ 9 月 1 3 日 (月) 午前 9 時 ~ 午後 5 時
- 場 所：介護保険課 計画・給付チーム (市役所本庁 6 階)

④ 事前協議の内容

- 整備予定地の立地、周辺環境について
- 施設内レイアウト（平面図の内容）について
- 地域住民説明会の開催範囲、開催状況等について

※新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、本公募に限り、説明会を開催せず、ポスティングなど他の方法で地域住民への事前説明とすることも可とします。

⑤ 注意事項

- 事前協議にともなう設計図書の変更や、地域住民への周知などは相当の時間が必要となるため、事前協議書類は早めに提出を行うこと。
- 事前協議書類を介護保険課で確認後、事前協議の日時を電話にて調整する。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、電話や電子メールでの協議のみになる場合があります。

(2) 応募書類の提出

① 応募書類の提出期間

- 期 間：令和3年9月15日（水）～9月30日（木） 午前9時～午後5時
- 提出先：介護保険課 計画・給付チーム（市役所本庁6階）へ持参
- ※ 事前協議を終えていないと、応募書類の提出はできません。

② 応募書類

※様式は8月16日（月）頃に市ホームページに掲載予定。（参考資料として、平成30年度公募の際の応募書類一覧表を添付。**別紙2**参照。）

③ 注意事項

- A4判でファイリングしたものを、正本1部、副本13部提出（副本に原本証明は不要です。）
- 応募書類は可能な限り両面印刷し、書類番号ごとにインデックス添付
- 法人印、個人印とも、印鑑登録をしている実印を押印すること。
- 契約書類など応募書類の正本に原本の写しを提出する場合には、代表者名で原本証明を行うこと。

#### 【原本証明の例】

この写しは原本と相違ありません。			
令和	年	月	日
法人名	〇〇〇〇		
代表者（職・氏名）	〇〇	〇〇	実印

- 応募書類提出後は、原則として計画内容を変更することはできません。
- 提出された書類は返却しません。また、久留米市個人情報保護条例に基づく開示の対象となる場合がありますので、ご注意ください。
- 事前に電話にて予約をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、郵送での提出と電話や電子メールでの協議になる場合があります。

## 4 選定方法と選定結果の通知・公表

### (1) 整備事業者の選定

- 書類審査と、整備事業者候補者選定委員会による面接審査により整備事業者候補者を選定。久留米市社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査会の審査の後に、市が整備事業者として決定。

※ 今回の募集において応募者がいない場合や、審査結果により本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、整備事業者の選定を行わないことがあります。

### (2) 選定結果の通知及び公表

- 選定後、選定結果の通知を全ての応募者に送付し、選定された整備事業者名、整備予定地などを市ホームページで公表

## 5 補助金について

### (1) 整備事業者の選定

- ① 補助対象施設  
認知症高齢者グループホーム
- ② 補助額  
26,880,000円／1施設当たり
- ③ 補助対象経費  
補助対象施設の整備に必要な工事費等

④条件

消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。

(2) 開設準備補助金

① 補助対象施設

上記(1)施設整備補助金により整備した施設

② 補助額

671,000円 / 1人 × 定員18名 = 12,078,000円

③ 補助対象経費

交付決定日以降から最大6か月間に係る、新規開設に必要な需用費、使用料及び貸借料、備品購入費、報酬、給与職員手当等

(3) 広域型施設の大規模修繕・耐震化事業

介護の受け皿拡大と老朽化した定員30名以上の広域型施設の修繕等を同時に進めるため、市計画に定める介護施設創設を条件に、①に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う場合には、補助の対象とする。

① 補助対象施設

- a 広域型(定員30名以上)の介護老人保健施設
- b 広域型(定員30名以上)の介護医療院
- c 広域型(定員30名以上)の養護老人ホーム
- d 広域型(定員30名以上)の軽費老人ホーム

② 補助額

902,000円 / 1人 × 定員数

③ 補助対象経費

介護老人保健施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費。※整備区分：別紙4参照

④ 条件

- 介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30名以上の広域型施設の修繕等を同時に進めるため、市計画に定める介護施設創設を条件に上記①に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う場合であること
- 介護施設の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であること
- 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る整備計画を定めること

- 広域型の大規模修繕又は耐震化事業は、令和5年度着工、原則として令和5年12月までに整備事業を完了すること
- 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合であっても、本事業を活用して整備する場合は、本体施設の整備と併せて、必ずスプリンクラー設備の設置を行うこと。

## 6 説明会資料の質問について

### (1) 受付期間

- 期 間：令和3年7月27日（火）～8月6日（金） 午前9時～午後5時
- 提出先：介護保険課 計画・給付チーム
- 提出方法：FAX 及び 電子メール  
(送信確認の電話をお願いします。)
- 様 式：質問票  
●施設整備に関すること 別紙3

### (2) 注意事項

- 公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。
- 電話や口頭での質問はお受けできません。

### (3) 回答方法

- 原則的に、質問と回答は市ホームページに掲載し、広くお知らせします。  
(8月16日頃を予定)

## 7 問い合わせ・書類の提出先

### ○施設整備に関すること

- 久留米市 健康福祉部介護保険課 計画・給付チーム（市役所本庁6階）
- 電話番号：0942-30-9036      ○ FAX 番号：0942-36-6845
- 電子メール：kaigo@city.kurume.fukuoka.jp